作成年月日	平成54年4月1日	作成者	農薬 太郎
承認年月日	平成54年4月1日	承認者	農場 育代

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
項目	手順·注意事項				
薬剤の購入	薬剤は、「JAみなも」から購入する。 入荷時は、農薬責任者が立ち会い、納品を確認する。 同時に農薬在庫管理表を更新するとともに、全銘柄の農薬実地棚卸を実施する。				
薬剤の選定	取扱責任者は、登録農薬から適切な薬剤を選定して使用する。 選定時には、次の項目を確認する。 (1)農薬名称、適用作物、適用病害虫雑草名等、使用方法 (2)希釈倍率、使用量、最終有効年月 (3)有効成分名、RACコード (4)使用時期(収穫前日数等)、総使用回数(薬剤、有効成分) (5)病害虫/雑草の発生状況(自農場、地域、全国) (6)散布面積、薬剤の調製液量/質量 農薬散布液調製/散布者に、上記内容を明確に指示する。指示書を使用してもよい。				
薬剤の確認	農薬散布は、取扱責任者からの指示/指示書を確認した後に、行う。				
計量·希釈	農薬取扱責任者の指示に従い、実施する。 農薬を希釈する水を用水等からポンプでくみ上げる場合は、薬液にホースの先をつけない。 希釈倍数を確認し、又は散布面積から必要量を計算し、指示通りであることを確認する。 散布面積と使用基準、防除対象、作物の生育段階を勘案し、散布液が残らないように調整する。 専用の計量器具(はかり、計量カップ)を使用し、正確に計量する。 混用する場合および展着剤加用は、ラベルの指示に従い、適正な順番で投入する。 計量カップや農薬の空容器は3回すすぐ。(すすいだ水はタンクに入れる) ラベルに記載された使用上の注意を確認し、それに従う。				
農薬の運搬	希釈液を運搬する際は、タンクの栓、蓋等が確実に締まっていることを確認する。 希釈前の農薬を運ぶ際は、薬剤毎にビニール袋に入れて、蓋付きコンテナに入れて運搬する。				
使用前点検(散布機)	散布機は使用前に以下を点検する。 (1)タンクに前回の薬液や薬剤が残っていないこと (2)洗浄の状況 (3)ノズル、ホース、接合部の不具合など (4)正常に散布できること(散布圧や霧の状態) (5)使用前点検・動作確認等については、機械の取扱説明書に従う。				
防護服の着用	ラベル表示に従った服装で行う。(農薬使用前にラベルの確認をする。) 有効期限等を確認し、農薬用マスクを着用する。				
農薬散布	風力、風向きに注意しドリフト防止に心がける。 必要に応じて、ドリフトレスノズルを使用したり、散布圧を低くしたりする。 天気・風の状況を記録する。 散布むらのないように、また、作物に合わせて適量散布を心がける。 散布者の農薬暴露を最小限にするため、可能であれば後退しながら散布する。場所によっては、後退する と危険なので、ムリをしない。				
散布後の立入禁止	農薬散布後、薬液が完全に乾くまで、圃場に立ち入らない。 原則、農薬散布後24時間は、圃場に立ち入らない。 農薬ラベルに記載がある場合は、それに従う。 農薬散布日、立入禁止期間を示した掲示をする。				
防護服等の洗浄	防除後は、着衣からの交差汚染防止のため、速やかに防除衣、手袋を付けたままシャワーを浴びて、付着した薬液を洗い流す。 防除衣、防除具を洗浄し、ゴム長靴は靴底までしっかりと洗う。 防除衣を洗濯する場合は、水洗い後に他の服と分けて洗濯する。 破れたり痛んだりした防除衣やマスクの汚れたフィルターは新しく替える。 防除衣、防除具はよく乾かしてから、交差汚染のない所定の場所に保管する。				
余剰希釈液の廃棄	作成した薬液は、圃場で散布ムラの調整等に使用して、全て散布する。 万一、残った薬液は、所定の場所に廃棄する。				

項目	手順・注意事項
散布機の洗浄	所定の場所で洗浄する。ゆすぎ水は、同じ場所で土壌浸透させる。 ホース、ノズル、接合部及びタンク等、水で洗浄できる部分を全て洗浄する。 計量器も水洗可能であれば、洗浄する。
空容器の処理	農薬の空容器は、水で3回洗浄し、よく乾燥してから、所定の場所で保管する。 紙容器等は、農薬散布液廃棄場所でよく中身を払い落とした後、所定の場所で保管する。 空容器の処分は、JAの回収を利用する。紙容器は事業系一般廃棄物として、適正に処分する。
農薬散布記録への記帳	農薬散布後は、速やかに農薬散布記録へ必要事項(管理項目 作3.2.5の①~⑩)を記帳する。
農薬在庫台帳への記帳	農薬在庫台帳へ必要事項を記帳するとともに、全銘柄の実地棚卸を実施する。
移し替えの禁止	農薬を別の容器(通常食品に使用する容器を含む)に移し替えて保管しない。 農薬保管場所に通常食品に使用する容器(空のペットボトル、ドリンク剤の空瓶等)を置かない。
本手順書の更新	毎年1回、本手順書を見直し、必要に応じて変更する。 それ以外に、法令改正、状況等の変化等に合わせて、速やかに更新する。

更新年月日	平成58年4月1日	更新者	農薬 太郎
承認年月日	平成58年4月1日	承認者 (農薬取扱責任者)	農場 育代
更新内容	ドリフト関係を追加し	った。	